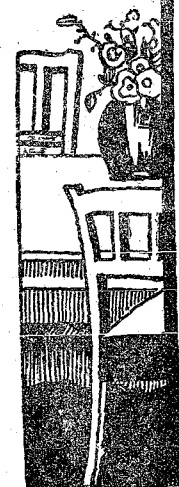


# 研究



## 獨逸交通取締規則 (三)

多田基

### 第二十一條

車輛ノ音響信號

(一) 自轉車及轎ニハ鈴クトモ強ク響ク「ベル」ヲ裝置スベシ。但シ手押シ櫓ハ例外トス。

(二) 自動車ノ性質及裝備ニ就イテハ、一九三七年十一月十三日ノ人及車輛ノ道路交通許可ニ關スル法律規定(道路交通許可規則—Strassenverkehrs = Zulassungs = Ordnungs)ガ適用セラルモノトス。一〇〇フオーン(Phon)以

上ノ音度ヲ有スル音響信號ノ裝置ハ、密集地帯以外ノ場所ニ於イテ使用スベシ。

### 第二十二條

車輛ノ標識

(一) 各車輛ニハ左側ニ、車輛主ノ姓名、及住所(營業所)ヲ抹殺不能ナル文字ニテ明白ニ記入スベシ。

(二) 第一項ノ規定ハ、自轉車、客馬車、乗用櫓、農林業用運搬車、手押車及手押櫓並ニ公的標識ノアル車輛ニハ

適用セズ。

### 第二十三條

#### 尾灯ト反射燈

(一) 總ベテノ車輛ハ、後部中心ト左側端トノ間ニ赤色尾灯又ハ赤色反射燈ヲ裝置スベシ。定メラレタル目的ニ使用セラルル乳母車及手橋ハ例外トナス。

(二) 施設第二ノ規定ニ適合スル公的試験済ノ反射燈ノミヲ許可スルモノトナス。反射燈ハ地上ヨリ五〇糎以内ノ高サニ、尾灯ハ一二五糎以内ノ高サニ裝置スベシ。反射燈ハ覆ヒ又ハ汚スベカラズ。

(三) 自轉車ニ對シテハ第二十五條ノ規定、自動車及其レノ附隨車ニ對シテハ一九三七年十一月十三日ノ人及車輛ノ道路交通許可ニ關スル法律規定ヲ適用スルモノトス。

### 第二十四條

#### 車輛ノ照明

(一) 闇夜又ハ濃霧ノ場合ニハ、車輛及列車ハ、前方ニ向ヒテハ白色又ハ薄黃色燈ニ依ツテ車輛ノ横ノ境界ヲ、後

方ニ向ヒテハ赤色燈又ハ赤色反射燈ニ依リ、其ノ外端ヲ明示セザルベカラズ。但シ之ハ、停車セル車輛ガ他ノ光源ニ依リ照明セラレテキル場合ニハ適用セズ。前方ノ照明用ニ定メラレタル照明裝置ハ、又後方ニ對シテ赤色光ヲ放射スベカラズ。車線照明ニ定メラレタル燈ガ、車輛ノ中心ト凡ソ同ジ高サ及中心カラ同ジ間隔デ配置サレ、此ノ燈ガ車輛ノ外端カラ車輛ノ中心ニ向ヒテ四〇糎以内ニアル場合ニハ、車輛ノ横ノ境界ハ明示サレルモノトス。列車ノ場合、附隨車ノ横ノ境界ハ、前車輛ノ境界燈ヨリ四〇糎以上附隨車ガ突出セル場合ハ明示サレルモノトス。横ノ境界ヲ明示スル爲メ車輛ノ下ニ燈ヲ裝置スルコトハ禁ズ。

(二) 自轉車ニ對スル第二十五條ノ規定ハ無關係トス。

(三) 走行セル車輛ハ、闇夜又ハ濃霧ニ際シテハ、其ノ車線ハ照明スルガ他ノ交通關係者ヲ眩惑セザル燈ヲ掲ゲザルベカラズ。

(四) 此ノ規定ハ、幅員一米以内ノ車輛ニシテ歩行者ニ曳行サレル車輛ニハ適用セズ。

(五) 自動車及自轉車ノ照明裝置ニ對シテハ人及車輛ノ道路交通許可ニ關スル法律規定ガ適用サレルモノトス。

## 二、特別ナル車輛交通

### a、自轉車

#### 第二十五條

##### 自轉車ノ裝備

(一) 自轉車ハ、步踏部分(ペダル)ノ兩側ニ黄色ノ反射燈ヲ裝置スベシ。反射燈ハ覆ヒ又ハ汚染ノマ、放置スベカラズ。其レノ裝置、性質、檢査ニハ、『施設第一』ノ規定ガ適用セラルモノトス。

(二) 自轉車ノ音響信號ニハ第二十一條ガ適用セラル。制動器(ブレーキ)及照明ニ對シテハ、一九三七年十一月十三日ノ人及車輛ノ道路交通許可ニ關スル法律規定ガ適用セラルモノトス。

#### 第二十六條

##### 自轉車ノ走行

(一) 走行ニ當ツテハ、「ハンドル」ヲ手放シ、步踏部分カラ足ヲ放スベカラズ。

(二) 他ノ車輛、特ニ市街鐵道ト平行シテ絶エズ走行スルコト並ニ他ノ車ニ附隨スルコトヲ禁ズ。

#### 第二十七條

##### 自轉車道ト側道ノ使用

(一) 自轉車乗用者ハ、現存セル自轉車道ヲ利用スベシ。單一ノ自轉車道ガ現存シ、此ノ道路ノ幅員ガ兩方向ノ交通ヲ許ス時、自轉車道ハ兩方向ノ交通ニ役立ツモノトス。自轉車道ナキ道路上ニ於イテハ、自轉車乗用者ハ、車線ノ最右側ヲ通行スベシ。

(二) 密集セル地域以外ノ土地ニ於イテハ、自轉車乗用者ハ車線ニ平行セル側道(人道)ヲ、步行者ニ障害ヲ與ヘザル場合ニ於イテノミ走行ニ利用シ得ルモノトス。密集地域以外ニ於イテハ、走行方向ノ左側ニアル側道ハ、右側ニ側道ガ存在セザル時及車線狀態ガ側道ノ使用ヲ至難ナラシ

メル時ニノミ利用シ得ルモノトス。

(三) 自轉車道又ハ側道ヲ使用セル自轉車乗用者ガ車線ヘ入ル時ハ、他ノ交通ニ對シ特別ナル注意ヲ拂フベシ。

### 第二十八條

後續走行ト並列走行

自轉車乗用者ハ、原則トシテ相前後シテ走行セザルベカラズ。自轉車乗用者ハ二名ニ限り並列シテ走行シ得ルモノトス。但シ之ニ依リテ交通ガ危険トナリ妨害セラレザルコトヲ要ス。二名ノ自轉車乗用者ノ並列走行ニ依リ急行交通ノ通過又ハ追ヒ越シガ妨害セラルル場合ハ、特ニ交通障害ガ起ルモノトス。密集地域以外ニ於イテハ、國道ノ車線ヲ走行スル自轉車乗用者ハ各自常ニ相前後シテ走行スベシ。

### 第二十九條

密集走行ノ自轉車乗用者

十五名以上ノ自轉車乗用者ガ、統一の嚮導者ノ下ニ於イテ密集走行スル場合ニ列並列ニテ走行スルコトヲ得ルモノトス。又此ノ場合自轉車道ガ現存スルモ車線ヲ利用シ得ル

モノトス。

### 第三十條

人及物品ノ携行

(一) 單坐自轉車ニ、自轉車乗用者ハ他ノ人ヲ同乗セシムベカラズ。七歳以下ノ兒童ハ大人ノミガ同乗セシムルコトヲ得ルモノトス。但シ兒童ニ對シテハ自轉車上ニ適當ナル坐席ガ設ケラレ、又之ニ依リテ乗用者ガ妨害ヲ受ケザル場合ノミニ限ルモノトス。

(二) 自轉車乗用者ガ、物品ヲ携行シ得ル場合ハ、物品ガ乗用者ノ運動自由ヲ阻害セズ、又人及物品ニ危害ヲ與ヘザル時ニ限ルモノトス。

### 第三十一條

附隨車及動物ノ曳行

(一) 双輪自轉車ニ附隨車(リヤイ・カー)及側車(サイド・カー)ヲ曳行シ得ル場合ハ、之等ノ車輛ガ自轉車ニ堅ク結びツケラレ、又赤色ノ尾燈又ハ赤色ノ反射燈ガ之ニ裝置サレタル時ニ限ルモノトス。

(二) 自轉車ニ手押車ヲ結び付ケ、又犬以外ノ動物及手押車ヲ自轉車ニテ運行スルコトヲ禁ズ。

b、荷 車

第三十二條

(一) 車輛運轉者ガ荷馬車ヲ長時間ニ互ツテ放置シ得ル時ハ、馬ヲ車輛ヨリ解キテ、之ヲ緊ク繋ギタル場合ニ限ルモノトス。二頭立ノ荷馬車ニアリテハ内側ノ馬具ノミヲ解キ得ルモノトス。

(二) 輓獸ヲ要セザル單ナル荷車ハ闇夜又ハ濃霧ニ際シテハ道路上ニ放置スルヲ得ズ。特ニ止ムヲ得ザル理由ニヨリ車輛ヲ隔離シ得ザルトキハ、轆ヲ取り除クカ又ハ之ヲ縛テザルベカラズ。他ノ光源ニヨリ十分照明サレザル單ナル荷車ノ横ノ境界ハ、第二十四條ニ依リテ識別セシムベシ。更ニ荷車ノ後方ノ車輛中心ト左側外端トノ間ニハ地上ヨリ一二五糎以內ノ高サニ於イテ赤色燈ヲ裝置スベシ。

c、自動車

第三十三條

照明裝置ノ使用

(一) 自動車運轉手ハ、道路上又ハ道路ノ傍ニ於ケル交通安全、特ニ反對カラ來ル交通關係者ニ對スル顧慮ノ爲メ、必要ニ應ジテ照明燈ヲ適時ニ減光セシムベシ。コノ義務ハ、步行者ニ對シテハ步行者ガ密集シテ進行セル時ニノミ存在スルモノトス。平面交叉ニ於ケル鐵道踏切前ノ停車ニ於イテハ常ニ減光セザルベカラズ。

(二) 車輛ノ横ノ境界燈(側燈)ハ位置燈トシテ利用シ得ルモノトス。車線ガ他ノ光源ニ依リテ十分照明セラレテキル場合ハ、位置燈ニ依ツテ走行シ得ルモノトス。

(三) 探照燈(強度ノ照明燈)ヲ使用シ得ル時ハ、一時的ノ場合ニシテ車線ノ照明ニ用ヒルベカラズ。

(四) 自動車ノ標識ハ、一九三七年十一月十三日ノ人及車輛ノ道路交通許可ニ關スル法律規定ニ遵ヒテ明示スベシ。

第三十四條

貨物自動車及附隨車ニ依ル旅客運輸

(一) 八名以上ノ旅客ヲ貨物自動車ノ積載面ニテ運輸スル場合ニハ交通警察署ノ許可ヲ要スルモノトス。該許可ハ、一定ノ車輛ノ所有者及運轉手全般ニ、長クトモ一年間與ヘラレ得ルモノトス。自動車ノ構造様式又ハ状態或ヒハ運轉手ノ人格ガ運輸セラルベキ者ニ對シ十分ナル安全ノ保證ヲナシ得ザルトキハ、該許可ハ拒絕サル。疑ヒアル場合ニ於イテハ、交通警察署ハ、自動車ノ構造様式及状態ニ關シ公認専門家ノ意見ノ提出ヲ要求シ得ルモノトス。許可證ハ常ニ携行シ、當該官廳ノ役人ノ要求ニ應ジテ手交スベシ。

(二) 旅客運輸ニ利用サレル貨物自動車上ノ坐席ハ車内ニ固定セシムベシ。走行中起立スルコトハ禁ズ。運輸スベキ旅客數ハ、其ノ重量ガ貨物自動車ノ許可積載量ノ百分ノ六〇ヲ超過セザル員數ニ限ルモノトス。其ノ場合、各旅客ハ六十五疋ニ計算サレ、許可サレタル旅客數ハ許可證ニ記載セラルモノトス。自動車内ニハ、旅客ノ眼ニ良ク着ク掲示ヲ掲ゲ、之ニハ疋ニテ表ハセル許可積載量、運輸旅客

數、走行中ニ於ケル起立、外ヘ倚リ掛カルコト並ニ物品ヲ突キ出スコトノ禁止ヲ明記スベシ。

(三) 旅客ヲ附隨車ノ積載面ニテ運輸スルコトヲ禁ズ。前車輪ナキ型ノ附隨車ハ、旅客運輸ニ關シテハ貨物自動車ノ場合ト同一ニ取扱ハレル。貨物運輸ニ必要ナル隨行者ハ附隨車ニ同乗セシメル事ヲ得ルモノトス。

(四) 國防軍、警察、獨逸郵便及獨逸鐵道並ニ親衛隊及親衛隊警察隊ノ職務執行ノ爲メニ、之等ノ官廳ハ專門大臣又ハ親衛隊長ノ決定ニヨリ第一項ノ許可ヲ與ヘルモノトス。

(五) 一九三四年十二月四日ノ陸上旅客運輸ニ關スル法律規定ハ無關係トス。

### 第三十五條

#### 自動車ノ放置

自動車運轉手ガ自動車ヲ放置スル場合ニハ、第三者ガ妄リニ該自動車ヲ使用スルコトヲ防止スル爲メ、普通規定サレタル自動車裝置ヲ施コサザルベカラズ。

## d 公的交通機關

### 第三十六條

(一) 公的交通機關ヲ利用セントスル者ハ、歩道又ハ停留場安全地帯、或ヒハ歩道又ハ停留場安全地帯ガ存在セザル場合ハ車線ノ外端ニテ、之等ノ機關ヲ待ツベシ。

(二) 旅客ハ一定ノ停留場ニ於イテノミ公的交通機關ニ、乗降シ得ルモノトス。運行中ニ於ケル跳ビ乗り跳ビ降り及外ニ倚リカ、ル事ハ禁止ス。

(三) 公的交通機關ヨリ物品ヲ投ゲ又ハ突キ出ス事ヲ禁ズ。

## c 歩行者交通

### 第三十七條

#### 歩行者ノ行動

(一) 歩行者ハ歩道ヲ利用スベシ。

(二) 車線及歩行者ノ爲メニ定メラレザル道路部分ヲ横斷スル場合ニハ、停止スルコトヲ必要ナル注意ヲ以テ交

通方向ヲ最短距離ニテ横斷スベシ。明示サレタル道路ヲ有スル道路交叉ハ、コノ道路ニヨリテ横斷スベシ。其ノ他ノ交叉點ハ車線ニ直角ニ横斷スベシ。柵、網及鎖ニヨル交通遮斷ノ場合ニハ歩行者ハ之ノ内側ニテ停止スベシ。

(三) 町角ニ於ケル立チ停マリハ、之ニ依ツテ交通ガ妨害サレ、危険ニ陥ルトキハ禁ズ。

(四) 第二及第三項ノ規則ハ車輛交通ガ禁止サレタル道路ニハ適用セズ。

(五) 歩行者ガ物品ヲ携帯セル爲メ他ノ歩行者交通ヲ妨害シ又ハ危険ニ陥ラシメル虞アル場合、歩行者ハ車線ノ最右端ヲ利用スベシ。併シ、其ノ場合、歩行者ハ車輛交通ニ必要ナル注意ヲナスベシ。

(六) 一定目的ニ役立ツ病人用椅子車及乳母車ハ歩道ヲ通行スルコトヲ得ルモノトス。

### 第三十八條

#### 部隊ノ行進

(一) 密集行進部隊ハ橋梁上ニテ歩調ヲトルベカラズ。

行進曲ハ橋梁上ニ於イテハ禁ズ。長列部隊ハ適當ナ間隔ヲ保チテ他ノ道路交通ヲ通過セシメル爲メノ間隙ヲ與フベシ。

(二) 闇夜又ハ濃霧ニ際シテハ、密集部隊ノ前方ニハ其ノ横ノ境界ヲ、其ノ後方ニ於イテハ其ノ末端ヲ燈(前方ニ於イテハ白色又ハ薄黃色、後方ニハ赤色)ニテ明示スベシ。

第一列及最後列ノ左右嚮導ハ各自燈ヲ携帯スベシ。部隊明示ハ行進部隊前後ノ燈携帯者ニ依リテモ行ハレ得ルモノトス。先頭ニ走行スル車輛ニ依ル部隊明示ハ、密集部隊ノ後續ガ反對カラ來ル車輛運轉者ニ識別サレル場合ニノミ許可セラル。照明セラルル部隊ガ、若干ノ明白ナル個別單位ニ編成セラレタル場合ハ、各單位ハ上述ノ方法ニ於イテ明示セラルベキモノトス。其ノ他、部隊ノ附加的明示ハ反射燈ニ依ツテ行フコトヲ得。(前方ニ於イテハ白色又ハ薄黃色、後方ニ於イテハ赤色トス)。此ノ項ノ規則ハ、密集部隊ガ他ノ光源ニヨリ十分照明セラルル場合ハ適用セズ。

(三) 學校部隊ハ歩道ヲ利用スベシ。車線ヲ利用スル場

合ハ、諸部隊ハ一般行進部隊トシテ適用サレ、闇夜及濃霧ニ際シテハ第二項ニ依リテ保護セラルベシ。

## D 騎馬交通

### 第三十九條

(一) 騎乗者ハ現存ノ騎馬道ヲ利用スベシ。

(二) 一騎乗者ハ二頭以上ノ副馬ヲ連行スベカラズ。闇夜及濃霧ニ際シ、十分照明サレザル道路上ニ副馬ヲ連行スルトキハ、該副馬ガ第四十條第五項ニ依ツテ保護セラレタル場合ニ限ルモノトス。

(三) 騎乗者ニハ、照明規則ヲ除キテ、車輛交通ニ定メラレタル規定ガ適用サレルモノトス。多數ノ騎乗者ガ闇夜及濃霧ニ際シテ車線上ヲ騎行スル時、密集部隊ノ如クニ保護ヲ加ヘラレズ、又他ノ光線ニ依リテ十分照明セラレザル場合ハ、一列縱隊ニテ進行スベシ。